

名護市地域資源活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で製造業、小売業、観光業、サービス業等を営む中小企業者・小規模企業者に対し、市内の地域資源を活用して、新商品開発、販路開拓等をする際の費用の一部を補助することにより、地域資源の再発見、魅力ある新商品開発を促進し、地域資源の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内で名護市地域資源活用支援事業補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。）第4条第1項の規定に基づき、沖縄県が地域産業資源の内容を定めた、農林水産物、鉱工業品及び鉱工業品の生産に係る技術及び文化財、自然の風景地その他の地域の観光資源をいう。
- (2) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。
- (3) 補助事業 補助の対象となる事業をいう。
- (4) 新商品等 地域資源を活用して開発された新商品、新サービス等をいう。
- (5) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (6) 補助対象経費 補助金の対象となる経費をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱の対象となる補助事業は、新商品等の開発、販路開拓等を行い、地場産業の振興に寄与する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、中小企業者・小規模企業者であって、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する者
- (2) 法人市民税又は市税に滞納がない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行う者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (5) 補助事業を適確に遂行するに足る能力を有する者。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないもの
- (6) その他市長が不相当と認める事業者でないこと

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月15日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額が40万円以上となる事業であって、当該補助対象経費の合計額の3分の2の額を限度とする。ただし、80万円を

超えることはできず、当該補助金の額に1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1回限りとする。

(事業の申請)

第8条 規則第4条の規定による申請は、名護市地域資源活用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 申請者が個人事業主の場合、住民票
- (4) 申請者が法人事業主の場合、定款及び登記簿謄本
- (5) 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- (6) 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付を決定し、名護市地域資源活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。

- (1) 善良な管理者の注意をもって本事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得等した財産には、処分の制限があること。
- (5) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。

3 第1項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、名護市地域資源活用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(補助事業変更申請)

第10条 規則第6条第1項第1号及び第2号の変更又は中止は、名護市地域資源活用支援事業計画変更(中止)承認申請書(様式第6号)によるものとし、名護市地域資源活用支援事業変更計画書(様式第7号)その他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

2 前項の申請に係る承認は、名護市地域資源活用支援事業計画変更(中止)承認通知書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市地域資源活用支援事業補助金実績報告書(様式第9号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第10号)
- (2) 補助事業収支精算書(様式第11号)
- (3) 本事業の成果を説明する資料
- (4) 本事業により完成した新商品等の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 規則第13条の規定による通知は、名護市地域資源活用支援事業補助金確定通知書（様式第12号）によるものとする。

（補助金請求）

第13条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、名護市地域資源活用支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（検査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の書類を検査することができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別で定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	内容
事業費	専門家謝金・旅費 職員旅費
販路開拓費	展示会等出展費 広報費 市場調査費
新商品試作開発費	試作品等原材料費 試作・実験加工費 成分分析費 デザイン費

備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

2 国庫補助金等、本市以外の他の補助金、助成金等の適用を受けた場合、当該交付決定を受けた補助金、助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。